

裁 決 書

審査申立人 (略)

審査申立人から令和8年3月30日付けで提起された令和8年2月8日執行の大阪市長選挙（以下「本件選挙」という。）の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、大阪府選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

本件申立ての要旨

審査申立人は、本件選挙の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第202条第1項の規定により、大阪市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、市委員会は、令和8年3月10日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対し審査申立人は公選法第202条第2項の規定により、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

当時の現職大阪市長（以下「当時の市長」という。）は、将来の退職日を定めることなく辞意を表明したにすぎず、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第145条の要件を満たしていない。同条は、単に退職の意思を外部に知らせるためだけの形式的な届出手続を定めたものではなく、退職の申出は、当該退職の成立時期及び長の地位の消滅時期を法的に把握し得る状態を前提とするものであると解される。少なくとも、退職の成立時期が不明確な本件においては、退職の成立時期が法的に確定し得る状態か、すなわち具体的事情の下で、自治法第145条の趣旨に照らし、退職の成立を法的に確定し得るだけの内容が備わっていたのか検討することが不可欠であるにもかかわらず、市委員会は退職の適法かつ確定的な成立、その結果としての公選法上の選挙事由の適法な発生及びその法的前提の十分な確認を行っていない。

公選法第111条第1項第4号及び同法第34条による選挙の実施には、欠員という法的状態そのものが、適法に発生していたのか否かの確定が必要であるから、自治法第145条に基づく退職が適法に成立したのか、その結果として本件において長の欠員が発生したのか、さらにその欠員がいつ発生したのかが法的に確認されて初めて本件選挙執行の適法性が論じ得る。当時の市長が辞職の意思を表明したうえで自ら立候補している本件選挙においては、欠員発生の原因及び時期が不確定であるため、本件選挙によって開始される任期の法的性質及びその起算時期もまた確定しない状態において選挙を実施することは、選挙制度

の基本構造に照らして極めて不安定であり、本件選挙が法的前提を欠くものであることを強く裏付けるものである。しかしながら、原決定は、通知により退職及び欠員は存在したものと扱うから選挙は適法という構造になっている。通知それ自体が選挙事由を創設するものではなく、通知の前提として、退職の成立及び欠員の発生という法的事実が存在しなければならない。

本件選挙は、自ら原因を作り出して欠員を発生させ、その欠員を理由として選挙を行うというものであるが、公選法第 111 条第 1 項第 4 号は、本来、退職等により生じた欠員を補充するための制度であって、市長が任意の時期に選挙を誘発することを予定する制度ではない。本件のような運用を当然に認めるならば、市長は自己の判断により辞職と再立候補を繰り返すことが可能となり、任期制度の安定性は著しく損なわれることとなる。にもかかわらず、市委員会は、議長通知の存在にのみ依拠し、退職の成立、欠員発生原因及び欠員発生日といった本件の核心部分について実質的な審査を行っていない。このような対応は、選挙管理委員会として審査義務に違反する。

裁 決 の 理 由

審査申立人は本件選挙の無効を主張しているところ、およそ選挙が無効とされるのは、公選法第 205 条第 1 項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指す」（最高裁判所第一小法廷昭和 27 年 12 月 4 日判決）とされ、また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所第二小法廷昭和 29 年 9 月 24 日判決）とされている。

そこで、当委員会は、本件選挙が無効とされる場合に当たるのか検討する。

1 公選法第 114 条の規定により、市町村の選挙管理委員会は、地方公共団体の議会の議長から地方公共団体の長の退職の申立てがあつたことにつき、同法第 111 条第 1 項第 4 号の規定による通知を受けた場合は、選挙の期日を告示し、選挙を行わせなければならない。また、公選法第 114 条の規定による選挙は、同法第 34 条の規定により、これを行うべき事由が生じた日から 50 日以内に行ふこととされる。

また、自治法第 145 条の規定により、市町村の長は、退職しようとするときは、議会の同意を得ない限り、その退職しようとする日前 20 日までに、市町村の議会の議長に申し出なければならないところ、期日を指定しないで退職の申出をし、20 日が経過した場合は、何らの手續を要せず当然退職したこととなるとされる。このとき、20 日が経過しない間に市町村の選挙管理委員会により公選法第 111 条第 1 項第 4 号の規定による市町村の議会の議長の通知に基づいて次の市町村の長の選挙期日の告示がなされ、一連の選挙手續が開始された場合は、退職の申出の撤回は認められないとされ、また当該選挙に当該市町村の長が立候補した場合は、自治法第 145 条の規定にかかわらず、公選法第 90 条の規定により、その届出の日とその職を辞したものとみなされることとされる。

2 本件選挙において、審査申立人提出の当時の市長の退職届（以下「本件退職届」という。）

及び令和8年1月16日付け市会第309号大阪市長横山 英幸君の退職申し出について（通知）（以下「当該通知」という。）によれば、同日に大阪市会議長（以下「議長」という。）が当時の市長から本件退職届を受けたこと、議長が同日付けで公選法第111条第1項第4号の規定による通知として当該通知を発出したこと、市委員会が同日付けで当該通知を受けたこと及び本件退職届並びに当該通知に当時の市長の退職日に関する記載がないことが認められる。また、当委員会が、同月25日に選挙の期日を告示し、同日に当時の市長が本件選挙に立候補したこと、市委員会が、同年2月8日に本件選挙を執行したことは、顕著な事実である。

当該通知には退職日を記載することは要件とされていないことからすると、市委員会が議長から当該通知を受け、本件選挙を執行したことに選挙の規定に違反する点は認められない。

審査申立人は、本件退職届が自治法第145条の要件を満たしていない旨主張するが、自治法は地方公共団体の長の任期中の退職を原則として自由としており（最高裁判所第二小法廷昭和39年（行ツ）39号判決）、当時の市長の退職の意思表示を無効とするべき特段の事情もうかがわれなことからすると、当該通知の効力は生じているというべきであって、審査申立人の主張は失当である。

また、審査申立人は、自治法第145条の退職の成立時期を特定すべきであることを主張する。この点について、当委員会が令和8年1月25日に本件選挙の選挙期日を告示したことにより、当時の市長による本件退職届の撤回は認められなくなったといえ、自治法第145条の規定により、当時の市長は本件退職届提出後20日を経過した日、すなわち同年2月5日で退職することが確定したと言える。したがって、当時の市長の退職成立時期が特定しうることから、審査申立人の主張は失当である。なお、本件選挙においては、同年1月25日に本件選挙に立候補したことにより、当時の市長は職を辞したものとみなされ、大阪市長には同日に欠員が生じた。

また、審査申立人は、公選法第114条並びに同法第34条第1項により選挙を行うためには地方公共団体の長に欠員が現実生じることが必要であることを主張する。しかしながら、同条第4項本文により読み替えられる同項第5号に定められた公選法第114条の規定による選挙を行うべき事由が発生した日が、当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会が同法第111条第1項第4号の規定による通知を受領した日と定められていることに鑑みると、選挙事由の発生要件として、常に地方公共団体の長に欠員が現実生じることが求められると解することはできない。したがって、審査申立人の主張は独自の見解にすぎず、採用できない。

加えて、審査申立人は、公選法第111条第1項第4号の規定の運用により、地方公共団体の長が自己の判断で辞職・再立候補を繰り返すことを防止すべきであると主張する。しかし、公選法上、同法第259条の2の規定により、地方公共団体の長の職の退職を申し出た者が、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において当選人となったときは、その任期を当該選挙がなかったものとみなして起算することとし、地方公共団体の長の退職による不当な選挙を防ぐこととしている。したがって、審査申立人の主張は独自の見解にすぎず、採用できない。

以上のとおり、審査申立人の主張は、いずれも理由を欠いており、選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年6月10日

大阪府選挙管理委員会
委員長 新田谷 修司

公選法第 203 条第 1 項の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。